集合処理方式から個別処理方式への転換に関するＱ＆Ａ

令和８年３月

～はじめに～

下水道は 1970 年代以降、生活環境の向上や水質保全を目的に、都市部・農村部を問わず、全国的に集合処理方式により加速的整備が進みました。

一方で、現在、人口減少等に伴う使用料収入の減少や、管路等の老朽化に伴う更新投資の増大のほか、物価高や金利上昇など、日本社会の構造的な変化が生じており、将来に亘って安定的に下水道（汚水処理）サービスを提供していくためには、地域の特性等に応じて、施設の最適配置や広域化等をはじめとするサービスの提供の在り方の見直しを不断に行うことが必要です。

具体的には、集合処理方式の下水道は、大規模な施設を必要とするため、個別処理方式と比較すると資本費が嵩む傾向にあります。また、資材単価の上昇・建設人材不足等に起因する物価高、金利上昇等により、今後の整備や更新にあたっては、効率化やコスト削減をしても汚水処理経費が増加していく可能性があります。

このような状況の中で、汚水処理サービスを継続させる方策として、これまでの、流域下水道への接続をはじめとした施設の集約化を行う考え方に加えて、集合処理方式から個別処理方式へ転換するという考え方があります。

例えば、平成の始めから中期にかけて全国的に整備され、現在、更新時期を迎えている集落排水などの集合処理方式の小規模下水道事業について、現行の施設を更新しないで個別処理方式の浄化槽に転換する方法があり、静岡県南伊豆町においては、漁業集落排水から個人設置型浄化槽への転換を行ったほか、現在、多くの自治体において転換に係る検討が行われています。

本Ｑ＆Ａにおいては、集合処理方式から個別処理方式への転換を検討している自治体において直面している手続面等の課題を聞き取りの上、浄化槽転換の方向性の検討、補助事業で取得した下水道施設の撤去、浄化槽の設置等、必要となる事務処理について概略をお示しするものです。

本Ｑ＆Ａ等もご活用いただきながら、今後、各自治体において、地域の特性等に応じた汚水処理方法の最適化が選択できるよう、取り組んでいただければと思います。

なお、本Ｑ＆Ａにおいて、特に断りの無い限り、「浄化槽」との表記は、合併処理浄化槽を指しています。

― 目　次 ―

１.浄化槽転換の方向性の検討

Ｑ１　浄化槽転換の検討パターンにはどのようなものがありますか。 ３
Ｑ２　転換の判断に当たって、どのような検討要素がありますか。 ３
Ｑ３　費用推計に係る将来の物価上昇の加味の仕方を教えてください。 ４
Ｑ４　浄化槽設置費用の目安を教えてください。 ５
Ｑ５　転換までの流れを教えてください。 ８
Ｑ６　転換の検討にどのような制度が活用できますか。 ８
Ｑ７　住民に対し、どのように説明したらいいですか。 ９

２.下水道施設の撤去

Ｑ８－１　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【農業集落排水】　１１
Ｑ８―２　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【漁業集落排水】　１２
Ｑ８―３　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【公共下水道】　１３
Ｑ９　浄化槽転換に伴い不要となる施設を設置した際に活用した地方債は繰上償還が必要ですか。 １３
Ｑ１０―１　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【農業集落排水】 １４
Ｑ１０―２　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【漁業集落排水】 １４
Ｑ１０―３　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【公共下水道】 １５
Ｑ１１―１　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【農業集落排水】１５
Ｑ１１―２　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【漁業集落排水】１７
Ｑ１１―３　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【公共下水道】. １８
Ｑ１２　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等はありますか。【農業集落排水・漁業集落排水】.. １８
Ｑ１３　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等はありますか。【公共下水道】 １９
Ｑ１４　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる地方債はありますか。 ２１

３.浄化槽の設置等

Ｑ１５　公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいでしょうか。それぞれのメリット、デメリットを教えてください。 ２２
Ｑ１６　浄化槽の設置場所や工事の進め方について教えてください。 ２４
Ｑ１７　公共浄化槽を設置した事例がないのですが、どのような手続を踏めばいいですか。 ２４
Ｑ１８　浄化槽の設置等に際して活用できる補助金等について教えてください。 ２５
Ｑ１９　浄化槽の設置に際してどのような地方財政措置がありますか。 ２７
Ｑ２０　会計の廃止にあたっての留意事項はありますか。 ２８

Ｑ１　浄化槽転換の検討パターンにはどのようなものがありますか。

Ａ１　代表的なパターンは以下のものが挙げられます。

	類型	概要	先進事例
集落排水	集落排水から個人設置型浄化槽・公共浄化槽への転換	集落排水施設を更新せずに廃止し、個人設置型浄化槽・公共浄化槽へ転換する。	静岡県南伊豆町 （個人設置型） 【参考資料集Ｐ１参照】
公共下水道	排水区域（下水道計画区域）の縮小	都市計画法第11条に基づき定める都市計画区域内で、公共下水道をまだ布設していない区域への布設を休止したうえで、都市計画区域から除外し、計画区域を縮小することで、建設費及び維持管理費を抑制する。	千葉県館山市 【参考資料集Ｐ３参照】
	公共下水道から個人設置型浄化槽・公共浄化槽への転換	公共下水道を更新せずに廃止し、個人設置型浄化槽・公共浄化槽へ転換する。	（石川県珠洲市で転換を実施中）

＜リンク・参考資料＞

○「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」　※参考資料集Ｐ12 参照

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

○第５回「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」（南伊豆町講演資料）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html

Ｑ２　転換の判断に当たって、どのような検討要素がありますか。

Ａ２　浄化槽への転換を検討するにあたって、将来の人口減少等を踏まえた需要の予測、各処理方法の汚水処理単価（資本費単価、維持管理費単価）等を踏まえ、様々なパターンを比較検討した上で、浄化槽への転換を行うか否かの判断を行う必要があります。

検討要素の一つである汚水処理単価について、一律の判断基準等をお示しすることは困難ですが、一般的に、公共下水道や集落排水などの集合処理方式と比較すると、浄化槽の方が建設改良費を抑制できるため、資本費単価を低く抑えることが可能です。例えば、処理区域内人口が３万人未満においては、各事業の中で浄化槽が最も資本費単価が低くなっています。また、維持管理費を含めた汚水処理単価についても、１万人未満の規模においては、集合処理方式と比較して浄化槽の方が低くなっています。【参考資料集Ｐ４参照】

各自治体の今後の検討の参考に、集合処理方式から個別処理方式への転換に係る検討例について、以下に示しておりますので、ご参照ください。

【参考：集合処理方式から個別処理方式への転換に係る団体検討例】

（１）処理対象人数（将来予測）の算定

（２）計画処理水量の算定（一戸当たりの排水量・排水戸数）

（３）以上をもとに必要となる浄化槽のスペック・数量を算出

（４）処理方法ごとに保守点検の容易さや利用電力の比較

（５）以下のパターンごとに、処理性能、処理水質、設置概略寸法、概算建設費、耐用年数を比較

①高度処理方式から通常の処理方式へ変更するなど、処理方法を変更した場合

②処理方式を変更せず中継ポンプを廃止した場合

③個人設置型浄化槽（又は公共浄化槽）へ転換した場合

＜リンク・参考資料＞

○公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

○第５回「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」（南伊豆町講演資料）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html

Ｑ３　費用推計に係る将来の物価上昇の加味の仕方を教えてください。

Ａ３　費用推計における将来の物価上昇の反映方法について、国土交通省が作成・公表している「建設工事費デフレーター」を使用することが考えられます。

この指標は建設業界における物価の動向を数値化したものです。このデフレーターを使用することで、名目工事費（実際に支払った金額や契約時の金額）を実質的な価値に調整し、過去の工事費と現在の工事費を比較することが可能になります。

【建設工事費デフレーター概要】

- **○　建設工事費デフレーターは、建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する指標である。**
- **○　昭和 26 年度（1951 年度）に国土交通省（旧建設省）所管の土木事業を対象とするものを作成し、昭和 35 年度（1960 年度）からは、建築工事等も加わり、建設工事全般にわたって作成されている。**

＜リンク・参考資料＞

○国土交通省　建設工事費デフレーター

https://www.mlit.go.jp/statistics/details/t-other-2_tk_000362.html

○建設工事費デフレーターの概要及び改定内容について

https://www.mlit.go.jp/common/001190408.pdf

Ｑ４　浄化槽設置費用の目安を教えてください。

Ａ４　公共浄化槽等整備推進事業における浄化槽設置費用（本体価格と設置費用）の目安（循環型社会形成推進交付金の交付基準額）は、以下のとおりです。

※　循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表４より

（１）通常型浄化槽（ＢＯＤ濃度 20mg/L 以下　ＢＯＤ除去率 90%以上）

（単位：千円）

	一般地域	豪雪地
５人槽	837	978
６～７人槽	1,043	1,188
８～10 人槽	1,375	1,668
11～15 人槽	2,039	2,191
16～20 人槽	2,786	2,937
21～25 人槽	3,332	3,491
26～30 人槽	4,066	4,271
31～40 人槽	4,521	4,743
41～50 人槽	5,737	5,993

（２）窒素又はリン除去能力を有する高度処理型

（通常型の性能＋総窒素濃度 20mg/L 以下（又は総リン濃度 1mg/L 以下））

（単位：千円）

	一般地域	豪雪地
５人槽	882	996
６～７人槽	1,080	1,206
８～10 人槽	1,404	1,698
11～15 人槽	2,139	2,289
16～20 人槽	3,288	3,477
21～25 人槽	4,140	4,356
26～30 人槽	4,812	5,049
31～40 人槽	5,592	5,856
41～50 人槽	6,441	6,729

（３）高度窒素除去能力を有する高度処理型

（ＢＯＤ濃度 10mg/L 以下＋ＢＯＤ除去率 95%以上＋総窒素濃度 10mg/L 以下）

（単位：千円）

	一般地域	豪雪地
５人槽	1,092	1,152
６～７人槽	1,437	1,521
８～10 人槽	1,734	1,884
11～15 人槽	2,139	2,289
16～20 人槽	3,288	3,477
21～25 人槽	4,140	4,356
26～30 人槽	4,812	5,049
31～40 人槽	5,592	5,856
41～50 人槽	6,441	6,729

（４）窒素及びリン除去能力を有する高度処理型

（通常型の性能＋総窒素濃度 20mg/L 以下＋総リン濃度 1mg/L 以下）

（単位：千円）

	一般地域	豪雪地
５人槽	1,137	1,200
６～７人槽	1,431	1,527
８～10 人槽	1,932	2,075
11～15 人槽	2,787	2,982
16～20 人槽	4,287	4,530
21～25 人槽	5,394	5,667
26～30 人槽	6,270	6,576
31～40 人槽	7,287	7,620
41～50 人槽	8,397	8,766

（５）ＢＯＤ除去能力を有する高度処理型

（ＢＯＤ濃度 5mg/L 以下　除去率 97%以上）　（単位：千円）

	一般地域	豪雪地
５人槽	1,083	1,143
６～７人槽	1,377	1,467
８～10 人槽	1,848	1,983
11～15 人槽	2,649	2,832
16～20 人槽	4,074	4,305
21～25 人槽	5,127	5,388
26～30 人槽	5,958	6,249
31～40 人槽	7,924	7,242
41～50 人槽	7,977	8,325

※　オプション工事（(一社）全国浄化槽団体連合会にて算出）

（単位：千円）

工事内容	一般地域	豪雪地
放流ポンプ槽	650	850
原水ポンプ槽	1,000	1,200

※　駐車場仕様については耐荷重によって金額が大きく変動するため都度見積の提出が必要

51 人槽以上は用途条件に応じてカスタマイズされるため、現地調査を実施し、詳細条件等を確認のうえ、費用の算出をする必要があります。

このような状況を踏まえ、（一社）全国浄化槽団体連合会は、依頼のあった自治体に対し現地調査を行うとともに、転換事業全体の浄化槽スペック等を含めた検討書を作成する事業の実施を予定しています。

＜リンク・参考資料＞

○循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu/tori_yoryou.pdf

○浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/koufu.html

Ｑ５　転換までの流れを教えてください。

Ａ５　静岡県南伊豆町の事例においては、住民（利用者）の理解と協力を得て転換方針についての同意をもらった上で、対象地区の住民への意向調査、事業スケジュールの策定、設置工事、維持管理体制の構築といった流れで漁業集落排水から個人設置型浄化槽への転換が行われました。

【転換までの流れ（主な手続、静岡県南伊豆町の例)】　※参考資料集Ｐ２参照

① 更新時期を迎えた漁業集落排水施設の存続、廃止について庁内で議論、廃止の方向で進めていくことを決定。

② 漁業集落排水の処理区域にあたる地区の自治会役員との協議

③ 自治会の総会（全戸が参集）において、対象地区の住民に向けて説明、意見聴取（自治会役員の協力あり。)、自治会が漁業集落排水施設の廃止及び浄化槽転換に同意。

④ 関係各所との調整（県（浄化槽設置届)、住民（浄化槽転換に係る補助金交付に向けた調整）等）

⑤ 浄化槽設置工事施工業者及び浄化槽点検・清掃業者への事業説明、協力要請等

⑥ 浄化槽設置補助金に係る交付要綱制定

⑦ 住民への事業詳細説明と業者の紹介

⑧ 住民と業者の間の発注⇔受注のやり取り

⑨ 営業用途などの浄化槽設置予定者への個別フォロー

⑩ 庁内他部署との協議（集落排水の排水管の管理に関する所管替え、道路、漁港占有許可に係る手続）

⑪ 浄化槽設置工事実施

⑫ 処理場解体工事

＜リンク・参考資料＞

○「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

○第５回「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」（南伊豆町講演資料）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jougesuido/index.html

Ｑ６　転換の検討にどのような制度が活用できますか。

Ａ６　地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の申請に応じてアドバイザーを派遣する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を実施しています。

本事業のアドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体において選択することが可能であり、浄化槽転換に係る事業についても、複数自治体において本事業のアドバイザーをご活用いただいた実績があります。

なお、アドバイザー派遣の申請については、随時受け付けを行っているほか、派遣経費は地方公共団体金融機構が全額負担するため、各団体において必要な時期に、予算措置を必要とせずに、課題解決に取り組むことができます。

本事業については、総務省 HP 及び地方公共団体金融機構 HP に事業概要やアドバイザーの情報等を公開していますのでご参照ください。【参考資料集Ｐ11 参照】

また、環境省の循環型社会形成推進交付金では、浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に係る費用を助成する支援メニュー（補助率 1/3）を設けており、浄化槽転換に係る事業にも活用可能です。Ｑ１８には、浄化槽の設置等に際して活用できる補助金等を掲載しておりますので、合わせてご参照ください。

＜リンク・参考資料＞

○総務省ＨＰhttps://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html

○地方公共団体金融機構ＨＰhttps://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html

○循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/2_koufu/tori_yoryou.pdf

Ｑ７　住民に対し、どのように説明したらいいですか。

Ａ７　住民に対する説明においては、住民の負担について、丁寧に説明することが重要となります。

説明すべき内容としては、主に以下の内容が考えられます。

- 現行の下水道事業に係る経営状況や中長期の見通し
- 中長期の見通しを踏まえ、将来的に住民が負担することになる使用料等
- 浄化槽の維持管理に係る住民負担（集合処理方式を継続した場合の使用料等との比較）
- 浄化槽設置費用に係る住民の費用負担の内容
- 浄化槽設置工事に係る内容
- 転換した後の浄化槽の維持管理の方法について

この他にも、浄化槽転換に係る住民の不安等について聞き取りを行い、その解消を図るために丁寧に説明していくことが重要であると考えられます。

【参考：静岡県南伊豆町の浄化槽転換事例における住民説明内容】

- 南伊豆町においては、浄化槽転換にあたり、住民等に対して丁寧な協議を実施している。なお、住民の説明や住民側の意思決定の場として、転換対象地区の自治会の枠組みを有効活用している。
- 住民に対する主な説明項目は以下のとおり。

（1）住民の費用負担について

・　集合処理方式を継続する場合と個人設置型浄化槽へ転換した場合の各戸の年間の費用負担について比較し提示。

【南伊豆町における試算（H30 当時)】

浄化槽転換を行わない場合の年間使用料等	・使用料　53,240 円/年・戸（平均) ・建設改良に係る分担金　10,000 円/年・戸
浄化槽に転換した場合の年間の維持管理費	・５人槽　39,060 円/年 ・７人槽　45,864 円/年　※浄化槽の更新費用については考慮していない

※　転換した場合の構造物や機器の更新費用は含んでおらず、別途説明している。

※　浄化槽本体の更新基準年は設定できていない。

（2）浄化槽設置費用の補助

・　浄化槽設置費用について住民と協議のうえ、全額町の負担とすることとした。

※　町と住民の漁業集落排水施設使用関係について解消することになるため、転換前を基準として、住民に不利益が及ばないように設定。

（3）浄化槽設置工事の内容等について

・　敷地内に浄化槽を設置することが可能かどうかの不安の声が上がったが、転換対象の地区の住宅の状況を職員が確認して回り、地区内のほとんどの家屋に浄化槽が設置可能であることを確認し住民に説明した。

（4）浄化槽転換後の維持管理について

・　浄化槽設置工事施工業者及び保守点検・清掃事業者との事前調整のうえ、各戸との間で維持管理に係る委託契約を結んでいただくこととし、住民の維持管理に関する不安を解消。なお、浄化槽設置に係る補助の要件として、浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写しを求めることとしている。

【参考：南伊豆町入間漁業集落排水施設廃止に伴う浄化槽設置補助金交付要綱（抄）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、入間漁業集落排水施設に接続している建物の所有者で、浄化槽を設置する者とする。ただし、一つの建物につき１回限りとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽施工業者の請負による工事とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、浄化槽の購入及び設置に要する費用とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、南伊豆町入間漁業集落排水施設廃止に伴う浄化槽設置補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し（添付した図面を含む。）
(2)　工事費見積書
(3)　浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書
(4)　登録浄化槽管理表（Ｃ票）及び浄化槽登録証の写し
(5)　浄化槽法定検査依頼書の写し
(6)　設置場所の案内図
(7)　その他町長が必要と認める書類

（実績報告）

第９条　第７条の決定通知又は前条第２項の変更承認通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに南伊豆町入間漁業集落排水施設廃止に伴う浄化槽設置補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　工事費請求書
(2)　浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
(3)　浄化槽設置工事の工程写真
(4)　浄化槽設置工事の確認検査表
(5)　その他町長が必要と認める書類

Ｑ８－１　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【農業集落排水】

Ａ８－１　以下の場合においては、補助金等の返還は不要です。

（１）　対象施設が処分制限期間を超過している場合

（２）　対象施設が処分制限期間を超過していないが、長期利用財産（補助目的に従った利用により 10 年を超過したもの）であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付ではない場合、かつ財産処分による収益が見込まれない場合

上記の場合を除き、補助金等の返還が必要となりますが、返還に当たっては、施設を整備した補助事業又は交付金の交付要綱（例えば、農村整備事業で整備した場合は「土

地改良事業関係補助金交付要綱」、農山漁村地域整備交付金で整備した場合は「農山漁村地域整備交付金交付要綱」等）に従って返還ください。

＜関係法令等＞

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条

○農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省第 18 号）第５条

○補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成 20 年５月 23 日 20 経第 385 号　最終改正：令和８年１月 13 日７予第 1835 号）第８条

○土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年８月 13 日付け 31 農地第 3966 号）第 17 条、第 20 条

○農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2567 号）第 17 条、第 21 条

Ｑ８―２　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【漁業集落排水】

Ａ８―２　以下の場合においては、補助金等の返還は不要です。

（１）対象施設が処分制限期間を超過している場合

（２）対象施設が処分制限期間を超過していないが、長期利用財産（補助目的に従った利用により 10 年を超過したもの）であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付ではない場合、かつ財産処分による収益が見込まれない場合

上記の場合を除き、補助金等の返還が必要となりますが、返還に当たっては、施設を整備した補助事業又は交付金の交付要綱（例えば、漁村整備事業で整備した場合は「水産基盤整備事業補助金交付要綱」、農山漁村地域整備交付金で整備した場合は「農山漁村地域整備交付金交付要綱」等）に従って返還ください。

＜関係法令等＞

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条、第 14 条

○農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省第 18 号）第５条

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成 20 年５月 23 日 20 経第 385 号　最終改正：令和７年４月１日６予第 2557 号）第 10 条、第 11 条

○水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成 13 年４月 13 日付け 12 水港第 4494 号）第 17

○農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年４月１日付け 21 農振第 2567 号）第 21

Ｑ８―３　浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【公共下水道】

Ａ８―３　処分制限期間を超過した場合など、下記に該当する場合は補助金等の返還は不要です。

（１）　対象施設が処分制限期間を超過している場合

（２）　対象施設が処分制限期間を超過していないが、以下のいずれかに該当する場合であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付ではない、かつ財産処分による収益が見込まれない場合

①　長期利用財産（補助目的に従った利用により 10 年を経過したもの）

②　①の期間を経過していない場合であって、市町村合併の特例によるもの

③　①の期間を経過していない場合であって、災害などの他律的要因によるもの

上記の場合を除き、補助金等の返還は必要となりますが、返還に当たっては、施設を整備した補助事業又は交付金の交付要綱等に従って返還ください。

＜リンク・参考資料＞

○下水道事業の手引（令和７年度版）

○社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（令和６年３月 29 日改正）

https://www.mlit.go.jp/page/content/001736661.pdf

＜関係法令等＞

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（第 22 条）

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）（第 13 条）

○国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第９号）（第 10 条、第 11 条）

Ｑ９　浄化槽転換に伴い不要となる施設を設置した際に活用した地方債は繰上償還が必要ですか。

Ａ９　繰上償還の要否は貸し手との契約内容によるところが大きいため、まずは、貸し手との契約内容をご確認いただいた上で、借入先に相談してください。

なお、地方債の繰上償還に要する経費については、公営企業施設等整理債の充当が可能であるほか、令和８年度から、地方債の繰上償還に要する経費について、一般会計で負担する際に、一般会計において公営企業経営改善特例債の充当ができることとされています（第 221 回特別国会に地方財政法の改正法案を提出済）。Ｑ１４において、具体的な内容を掲載しているのでご参照ください。

Ｑ１０―１　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【農業集落排水】

Ａ１０―１

【処理場】

原則的に撤去となりますが、存置する場合、以下のような活用事例があります。

（１）建屋

- 汚水処理関連施設（中継ポンプ施設、水道・集落排水の材料保管庫等）
- 防災関連施設（防災備蓄倉庫、消防防災備品倉庫等）
- 農村公園管理資材の物置
- 地域資源情報施設（文化財保存施設、郷土資料の保管施設、書庫等）
- 地域活性化施設（農産物加工所等）

（２）処理水槽

- 中継ポンプ槽
- 防火水槽
- 緊急貯留槽
- 汚水処理等に関する実験施設

（３）処理施設用地

- 農村公園
- 災害時の避難場所
- （冬季積雪時の）除雪車の待機所

【管路】

他用途への転用がない場合は、原則的には撤去となりますが、撤去工事による交通や道路構造への影響で、残置がやむを得ないと判断される場合もありますので、市町村内の道路部局及び環境部局（廃棄物部局）等の関係部局に（道路占用許可や生活環境の保全上の支障の観点等も含めて）ご相談ください。

Ｑ１０―２　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【漁業集落排水】

Ａ１０―２

【処理場】

原則的に撤去となりますが、存置する場合、以下のような活用事例があります。

（１）建屋

- 汚水処理関連施設（中継ポンプ施設、水道・集落排水の材料保管庫等）
- 防災関連施設（防災備蓄倉庫、消防防災備品倉庫等）
- 地域資源情報施設（文化財保存施設、郷土資料の保管施設、書庫等）

（２）処理水槽

・　中継ポンプ槽

・　防火水槽

・　緊急貯留槽

・　汚水処理等に関する実験施設

【管路】

他用途への転用がない場合は、原則的には撤去となりますが、撤去工事による交通や道路構造への影響で、残置がやむを得ないと判断される場合もありますので、市町村内の道路部局及び環境部局（廃棄物部局）等の関係部局に（道路占用許可や生活環境の保全上の支障の観点等も含めて）ご相談ください。

Ｑ１０―３　浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【公共下水道】

Ａ１０―３

【処理場・ポンプ場】

原則的に撤去となりますが、存置する場合、浄化槽転換に伴い不要となる施設の活用事例は、防災関連施設等の活用が考えられます。なお、令和７年度末時点で実績はありません。

下水道施設同士の統廃合に伴い不要となる施設の活用事例は、以下のような事例があります。

（１）建屋

・　汚水処理関連施設（中継ポンプ施設）

（２）処理水槽

・　雨水貯留施設

【管路】

他用途への転用がない場合、原則的には撤去となりますが、撤去工事による交通や道路構造への影響で、残置がやむを得ないと判断される場合もありますので、市町村内の道路部局及び環境部局（廃棄物部局）等の関係部局に（道路占用許可や生活環境の保全上の支障の観点等も含めて）ご相談ください。

Ｑ１１―１　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【農業集落排水】

Ａ１１―１

（１）　財産管理台帳より処分制限期間の確認（農林畜産業関係補助金等交付規則第５

条においては処理水槽：35 年、建築物：24 年、管路（合成樹脂管）：10 年、機械類：５年）

（２―１）対象施設が処分制限期間を超過している場合

財産処分手続は不要

（２－２）対象施設が処分制限期間内の場合

長期利用財産（補助目的に従った利用により 10 年を経過したもの）の処分かどうかの確認

（３－１）対象施設が長期利用財産ではない場合

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（以下、「承認基準」という。）」第 10 条に基づき、承認基準別紙様式第８号により補助事業者（都道府県）に申請。申請を受けた補助事業者は承認基準別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行う。（その際、承認基準別表１の承認条件等が課される。）

（３－２）対象施設が長期利用財産であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付ではない場合、かつ財産処分による収益が見込まれない場合

地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第９号を補助事業者に提出。提出を受けた補助事業者は受領した様式を承認基準別紙様式第 16 号により農林水産大臣に提出し、農林水産大臣による受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。

（３－３）対象施設が長期利用財産であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付である場合、又は財産処分による収益が見込まれる場合

地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第 10 号を補助事業者に申請。申請を受けた補助事業者は承認基準別紙様式第 15 号により農林水産大臣に申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行う。（その際、承認基準別表２の承認条件等が課される。）

＜関係法令等＞

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条

○農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省第 18 号）第５条

○補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成 20 年５月 23 日 20 経第 385 号　最終改正：令和８年１月 13 日７予第 1835 号）第８条

Ｑ１１―２　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【漁業集落排水】

Ａ１１―２

（１）　財産管理台帳より処分制限期間の確認（農林畜産業関係補助金等交付規則第５条においては処理水槽：35 年、建築物：24 年、管路（合成樹脂管）：10 年、機械類：５年）

（２―１）対象施設が処分制限期間を超過している場合

財産処分手続は不要

（２－２）対象施設が処分制限期間内の場合

長期利用財産（補助目的に従った利用により 10 年を経過したもの）の処分かどうかの確認

（３－１）対象施設が長期利用財産ではない場合

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（以下、「承認基準」という。）」第 10 条に基づき、承認基準別紙様式第８号により補助事業者（都道府県）に申請。申請を受けた補助事業者は承認基準別紙様式第 15 号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行う。（その際、承認基準別表１の承認条件等が課される。）

（３－２）対象施設が長期利用財産であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付ではない場合、かつ財産処分による収益が見込まれない場合

地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第９号を補助事業者に提出。提出を受けた補助事業者は受領した様式を承認基準別紙様式第 16 号により農林水産大臣に提出し、農林水産大臣による受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。

（３－３）対象施設が長期利用財産であって、財産処分が有償の譲渡又は貸付である場合、又は財産処分による収益が見込まれる場合

地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第 10 号を補助事業者に申請。申請を受けた補助事業者は承認基準別紙様式第 15 号により農林水産大臣に申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行う。（その際、承認基準別表２の承認条件等が課される。）

＜関係法令等＞

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条、第 14 条

○農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省第 18 号）第５条

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成 20 年５月 23 日 20 経第 385 号　最終改正：令和８年４月１日６予第 2557 号）第 10 条、第 11 条

【参考】財産処分手続のフロー（集落排水の場合）

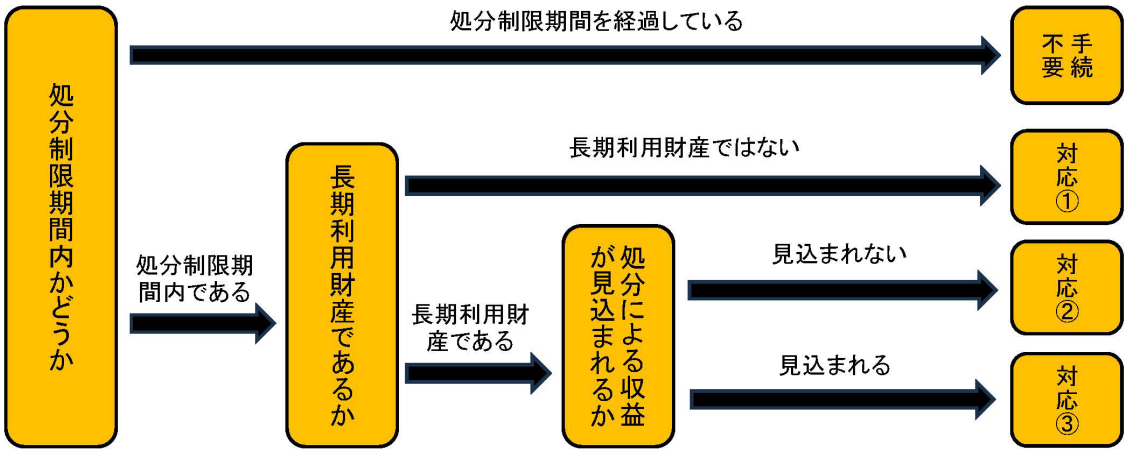

【対応①】　承認基準第10条に基づき、承認基準別紙様式第８号より補助事業者（都道府県）に申請。申請を受けた補助事業者は、承認基準別紙第15号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行う。（その際、承認基準別表１の承認上限等が課される。）

【対応②】　地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第９号を補助事業者に提出。提出を受けた補助事業者は受領した様式を承認基準別紙第16号により農林水産大臣に提出し、農林水産大臣による受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。

【対応③】　地域活性化等を目的として財産処分を行う場合、承認基準別記様式第９号を補助事業者に提出。提出を受けた補助事業者は受領した様式を承認基準別紙第16号により農林水産大臣に提出し、農林水産大臣による受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。（その際、承認基準別表２の承認条件等が課される。）

Ｑ１１―３　法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【公共下水道】

Ａ１１―３　公共下水道から浄化槽に転換する場合の法令上の手続等については、現在、国土交通省の検討委員会等において、方向性の検討・議論を行っているところです。必要が生じた場合は、個別に国土交通省までご相談ください。

Ｑ１２　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等はありますか。【農業集落排水・漁業集落排水】

Ａ１２　浄化槽転換に伴い不要となる農業集落排水の施設の撤去に要する経費に対しては、以下の補助事業を活用いただける可能性があります。【参考資料集Ｐ５参照】

■農業水路等長寿命化・防災減災事業

（１）対象施設：

浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水管路。ただし、

① 施設周辺に主要道路や鉄道があり、人命・財産等への影響が大きいもの

② 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に埋設されているなど、避難・救護活動への影響が大きいものに限ります。

（２）交付対象：都道府県、市町村、土地改良区等

（３）補助率：定率 50%（ただし、沖縄：75%、奄美：60%）

（４）実施要件

・ 当該事業費が 200 万円以上であること

・ 都道府県が策定する広域化・共同化計画において、撤去を行う農業集落排水施設の統廃合方針が定められていること

・ 「広域化・共同化計画策定マニュアル」等に基づき、浄化槽への転換等による維持管理費削減効果等が算定されており、当該施設を撤去する必要性が明確であること

なお、漁業集落排水の撤去費に活用できる制度はありません。

＜関係法令等＞

○農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（最終改正　令和７年４月１日付け６農振第 2881 号）別表２の（１）のク

○農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（最終改正　令和７年４月１日付け６農振第 2882 号）要領別表２の（１）のクの（イ）

Ｑ１３　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等はありますか。【公共下水道】

Ａ１３　令和７年度より、下水道広域化推進総合事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）が拡充され、汚水処理事業の下水道から浄化槽への転換に伴う、下水管等の撤去費が国庫補助対象に追加されました。【参考資料集Ｐ６参照】

■下水道広域化推進総合事業

（１）対象施設：

人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等（ただし、国庫補助対象となる主要な管渠及びその付帯施設に限る）

（２）交付対象：都道府県、市町村　など

（３）補助率：

・　人口減少等を踏まえた浄化槽への転換に伴う下水道の撤去：１／２

・　災害を踏まえた浄化槽への転換に伴う下水道の撤去：２／３又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく補助率

（４）留意事項：

公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去が補助対象となります。

＜リンク・参考資料＞

○下水道事業の手引（令和７年度版）

＜関係法令等＞

○下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項

○社会資本整備総合交付金交付要綱附属第２編、第２編（イ―7－(2)－⑧、ロ―7－(2)－⑧下水道広域化推進総合事業）

Ｑ１４　浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる地方債はありますか。

Ａ１４　公共下水道や集落排水に係る施設の処分に要する経費に対しては、公営企業経営改善特例債（第 221 回特別国会に地方財政法の改正法案を提出済）又は公営企業施設等整理債の活用が可能です。対象経費等については以下をご参照ください。【参考資料集Ｐ７、８参照】

	公営企業経営改善特例債	公営企業施設等整理債
起債主体	一般会計	下水道事業会計
対象経費	・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費 ・ 地方債の繰上償還に要する経費 ・ 退職手当の支給に要する経費 ・ 補助金、負担金の返還に要する経費 ・ 一時借入金の償還に要する経費 ・ 公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金等に要する経費	・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費 ・ 地方債の繰上償還に要する経費 ・ 退職手当の支給に要する経費 ・ 補助金、負担金等の返還に要する経費
償還年限	原則１０年以内	原則１０年以内 （繰上償還については、当該地方債の残存償還期間内）
資金	民間資金	民間資金
地方債充当率	１００％	１００％
交付税措置	なし	なし
その他要件等	・ 公営企業経営改善特例債の発行に当たっては、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要である他、当該許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決が必要 ・ 特別会計を全部又は一部の廃止を伴うものに限る	協議等に当たり、以下の要件を満たしていることの確認が必要 ア 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること イ 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと

※　なお、静岡県南伊豆町における浄化槽転換に係る事例においては、浄化槽転換に伴い不要となった漁業集落排水に係る施設の撤去費に対して過疎債（ソフト分）を充当しています。

Ｑ１５　公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいでしょうか。それぞれのメリット、デメリットを教えてください。

Ａ１５　浄化槽の整備手法について、個人設置型浄化槽、公共浄化槽の主な違いは以下の表のとおりです。

浄化槽の整備手法

個人設置型浄化槽 （浄化槽設置整備事業）	種類	公共浄化槽 （公共浄化槽等整備推進事業）
個人（浄化槽管理者）	設置者の主体	市町村
個人（浄化槽管理者）	維持管理の主体	市町村
個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	維持管理の適正性	市町村が適正な維持管理を実施
個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	整備の計画性	計画的な整備の促進が可能
個人が設置及び維持管理の費用・事務を負担（市町村は補助を実施）	費用・事務負担	市町村が設置及び維持管理の費用・事務を負担（PFI等の民間活用により負担軽減が可能）

また、環境省が考えるそれぞれの整備手法の主なメリット及びデメリットは以下のとおりです。

整備手法	メリット	デメリット（課題）
個人設置型浄化槽	①　浄化槽使用者が維持管理の主体となるため、設置や維持管理に関する市町村負担が軽減される	①　設置や維持管理に関する住民負担（金銭・手間）が増大する ②　各利用者によって適正な維持管理が実施されない場合、汚水の適正な処理がなされず、周辺環境が悪化する可能性がある
公共浄化槽	①　市町村が維持管理の主体となることで計画的な浄化槽整備（単独処理浄化槽等からの転換）の促進や確実な維持管理の実施による放流水質の向上が期待できる ②　設置や維持管理に関する住民負担（金銭・手間）が軽減される ③　PFI 等の民間活用による地域経済への波及効果が期待できる	①　市町村の財政・事務に係る負担や管理すべき財産が増える ②　維持管理費と使用料金収入のバランスに配慮する必要がある

（参考１）

公共浄化槽の整備・運営については、Ｑ１７もご覧ください。なお、公共浄化槽事業に係る経費については、総務省が示している繰出基準に基づき、公共下水道事業等と同様に一般会計から公営企業会計への繰出しが可能となっています。

【参考】「令和７年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（令和７年４月１日付け総財公第 28 号総務副大臣通知）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000874380.pdf

（参考２）

個人設置型浄化槽の適正な維持管理にあたって、以下の取組を実施している自治体・団体の事例があります。

【維持管理の例①：静岡県南伊豆町】

設置者と浄化槽維持管理業者との間で、今後数年間の浄化槽の点検に係る契約を交わしていることを要件に、町から設置者に対して浄化槽設置費用に対する補助金を交付。

【維持管理の例②：福岡県大木町合併処理浄化槽維持管理協会】

個人設置型浄化槽の維持管理に関する課題の解決と適正管理の確保を図るため、町が主体となり「合併処理浄化槽維持管理協会」を設置している。浄化槽設置者が同協会に加入することを補助要件とし、町は個人設置型浄化槽の設置費用に対する補助を実施。協会が保守点検・清掃等を一体的に実施する仕組みとしている。

また、機能回復助成制度を設けており、会員に対しては修理費の２分の１を助成するとともに、ブロアの故障時には無償交換を行うなど、適正な維持管理の継続を支援している。

＜リンク・参考資料＞

○市町村を主体とした浄化槽整備の推進について（浄化槽トップセミナー茨城（令和４年 10 月 13 日開催）講演資料）

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20221013_koen_ibaraki_04.pdf

○福岡県大木町合併処理浄化槽維持管理協会

https://www.oki-jokaso.jp/aboutsociety/

＜関係法令等＞

○浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

○浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）

Ｑ１６　浄化槽の設置場所や工事の進め方について教えてください。

Ａ１６　個人設置型浄化槽の設置場所については、保守点検・清掃等の維持管理を考慮して庭や駐車場等とすることが多い一方、敷地いっぱいに家屋が建てられている場合など、浄化槽の設置が困難である場合があります。

宅地内に浄化槽を設置するための十分な設置スペースがない場合には、小容量型浄化槽を採用することや道路下への設置が考えられます。ただし、道路下への浄化槽設置については、道路法第 32 条（道路の占用の許可）に基づき、道路部局との協議や、他の埋設施設調査など事前の確認が必要になります。

静岡県南伊豆町においては、道路等の占有許可を取得して設置した例があります。

その他、浄化槽本体の設置工事だけでなく、工事の過程で住居における生垣や塀などを撤去せざるを得ないことも考えられますので、その補償を含め事前に対応を検討しておく必要があります。

【参考：静岡県南伊豆町の例】

住民が道路占有許可を申請し、これに対し許可を与える形をとっており、占用料は免除している。

＜関係法令等＞

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条

Ｑ１７　公共浄化槽を設置した事例がないのですが、どのような手続を踏めばいいですか。

Ａ１７　公共浄化槽による浄化槽の整備事業は、市町村自らが設置主体となって浄化槽の整備と維持管理を行う事業になりますので、本事業の導入にあたっては詳細な検討を実施した上で事業計画を策定することが必要です。

令和元年度の浄化槽法改正による浄化槽処理促進区域や公共浄化槽制度の創設等を踏まえ、環境省では令和５年３月に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル（平成 26 年）」を改訂し、「公共浄化槽整備・運営マニュアル」を公開しています。

本マニュアルでは、PFI 手法を始めとした積極的な民間活用及び、公共浄化槽事業やその他の公共関与による整備・管理の手法について具体的に示しているほか、持続的な浄化槽事業の経営のあり方について参考となる事例を整理していますので、適宜ご参照ください。

＜リンク・参考資料＞

公共浄化槽整備・運営マニュアル（令和５年３月）

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/pdf/kokyo_seibiune_manual.pdf

公共浄化槽整備・運営マニュアルについて（令和４年度第２回全国浄化槽行政担当者会議（令和５年３月22日開催）講演資料）

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20230322_gidai02.pdf

市町村を主体とした浄化槽整備の推進について（浄化槽トップセミナー茨城（令和４年10月13日開催）講演資料）

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/event/pdf/20221013_koen_ibaraki_04.pdf

Ｑ１８　浄化槽の設置等に際して活用できる補助金等について教えてください。

Ａ１８　浄化槽への転換にあたり、設置等に際して活用できる補助金については以下のとおりです。

■　循環型社会形成推進交付金　【参考資料集Ｐ９参照】

単独処理浄化槽やくみ取り槽から浄化槽への転換整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進。

補助事業の種類としては、個人が設置する事業に補助する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」と、市町村が設置する事業に補助する「公共浄化槽等整備推進事業」があります。

転換にあたり、具体的に活用可能な内容としては、

・　浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査に係る費用（浄化槽整備効率化事業。補助率1/3）

・　浄化槽の設置費用（補助率通常1/3、一部1/2）

などがあります。なお、令和８年度予算（案）において、市町村が設置する事業（公共浄化槽）への転換に限り、補助率1/3から1/2にかさ上げ措置（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業）を行っております。

概要については、以下の資料をご覧ください。

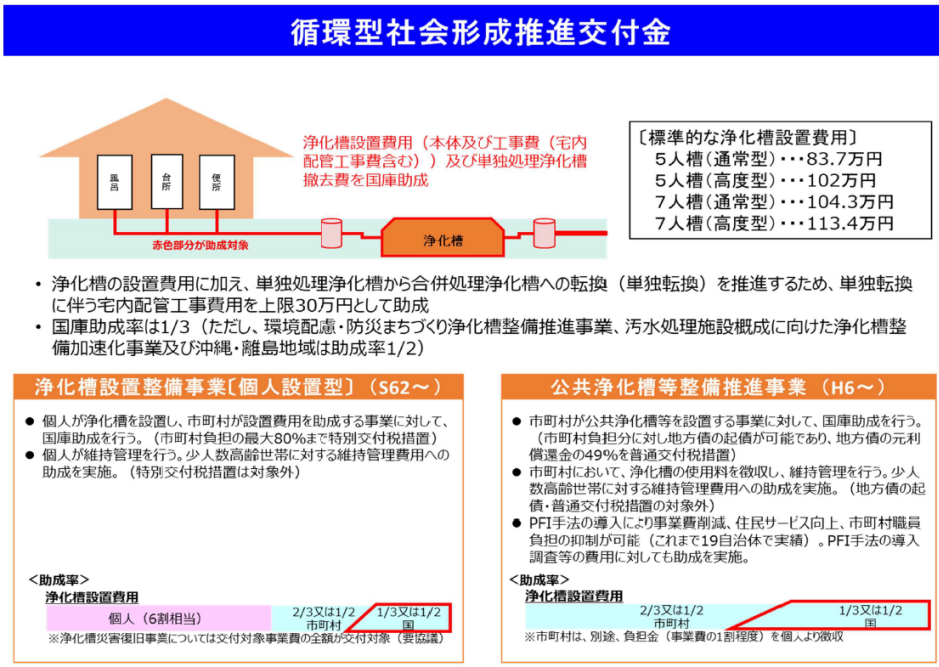

■　新しい地方経済・生活環境創生交付金（インフラ整備事業）

令和７年度においては、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援しています。補助事業の概要については、次の内閣府の資料をご覧ください。

（内閣府資料：shinchihoukouhukin_gaiyou.pdf）

※令和８年度からは『地域未来交付金（地域未来推進型）』に名称が変更予定。

＜リンク・参考資料＞

環境省 浄化槽サイト　交付金交付要綱・要領等

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/koufu.html

＜関係法令等＞

○浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）

○下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

○湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）

○水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

○自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成６年法律第８号）

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）

○水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）

○浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）

Ｑ１９　浄化槽の設置に際してどのような地方財政措置がありますか。

Ａ１９　浄化槽の設置等に際しては、以下の地方財政措置が講じられています。

■　個人設置型浄化槽の設置費用に係る特別交付税措置　【参考資料集Ｐ10 参照】

（１）対象経費：

個人が設置する浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

（２）地方財政措置：

地方負担分についてその８割を特別交付税措置（単独事業の場合は、地方負担額に 2/3 を乗じて得た額の８割を特別交付税措置）

■　下水道事業債　【参考資料集Ｐ10 参照】

（１）対象経費：公共浄化槽の設置に要する経費

（２）資金：財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間資金

（３）地方債充当率：100%

（４）元利償還金に対する交付税措置：49%

■　過疎対策事業債（過疎債）及び辺地対策事業債（辺地債）

（１）対象事業：

・　過疎債

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第３条、第 41 条、第 42 条又は第 44 条に規定する過疎市町村が市町村計画に基づいて実施する、浄化槽の設置事業

・　辺地債

辺地法第２条第１項に規定する辺地を有する市町村が同法第３条第１項の規定による当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）に基づいて行う浄化槽の設置事業

（２）資金：財政融資資金、地方公共団体金融機構資金

（３）地方債充当率：100%（公営企業債の対象となる施設は 50%）

（４）元利償還金に対する交付税措置：過疎債：70%、辺地債：80%

（５）留意事項

国庫補助を受ける場合は地方負担分が対象となり、地方単独事業で設置するものでも市町村負担分について特別交付税措置の対象となる場合は算定の基礎に含まれない部分が対象となる。

なお、これらの浄化槽の設置に係る地方負担額については、都道府県による補助制度が受けられる場合があります。詳しくは、都道府県の浄化槽担当部局までお問い合わせください。

＜関係法令等＞

○特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）第４条第１項第１号 19（道府県分）

○特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）第５条第１項第３号イ 13（市町村分）

Ｑ２０　会計の廃止にあたっての留意事項はありますか。

Ａ２０　地方公営企業法の規定の適用がないこととなる場合においては、その適用がないこととなる日の前日の属する当該事業の事業年度は、同日をもって終了することとされています。

また、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の決算は、従前の例によって行うこととされています。

この他、地方公営企業法の規定の適用を受ける公営企業を廃止するにあたっては、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。

この場合における報告は、「法適用状況異動報告書」の様式を用いて行うこととしており、都道府県又は指定都市にあっては直接総務大臣に、その他の自治体にあっては都道府県知事を経由して総務大臣に提出してください。

なお、浄化槽への転換に伴い、旧施設等の固定資産除却費が生じる場合が想定されます。この固定資産除却費は通常、営業費用として処理することとされていますが、その金額が大きい場合で、その除却が非経常的な場合は、当該期間の経営成績を明確にする観点から、特別損失として処理することも差し支えありません。

＜リンク・参考資料＞

○地方公営企業法適用状況異動報告書（地方公営企業法施行規則別記第 20 号）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

＜関係法令等＞

○地方公営企業法施行令第６条

○地方公営企業法施行令第 28 条第２項

○地方公営企業法施行規則第 51 条

○地方公営企業法施行規則別記第 20 号